

告 示

埼玉県告示第五百六十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九―三一―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県比企郡嵐山町大字越畑字川後岩入千八百二十二―一、字花火原千八百二十四―一、字三田堂二千三十七―一、二千四十一

三 雨水流抑制施設の容量

容量 四千二百八十立方メートル